

地域密着型サービス
小規模多機能型居宅介護事業
介護予防小規模多機能型居宅介護事業

運 営 規 程

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
小規模多機能ホーム だんない

小規模多機能ホーム だんない 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会が運営する小規模多機能ホーム だんない(以下「当事業所」という)は、介護保険法(以下「法」という)の理念に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することを目的として、指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業(介護予防小規模多機能型居宅介護事業を含む。以下「本事業」という。)を行う。
- 2 当事業所は、利用者の要介護(要支援)状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防を目的として、本事業を行う。
 - 3 当事業所は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、本事業を行う。

(運営方針)

- 第2条 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。以下同じ。)は、法並びに関係する厚生労働省令、告知の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援する。
 - 3 サービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
 - 4 事業の実施にあたっては、南丹市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 サービス提供にあたっては、利用者には身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
 - 6 契約時にはサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行う。
 - 7 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供する。
 - 8 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画的に行う。
 - 9 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 本事業の事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム だんない
- (2) 所在地 京都府南丹市園部町内林町4号54番地

(職員の職種、員数)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者：..... 1名
 - (2) 介護支援専門員：..... 1名以上
 - (3) 看護職員：..... 1名以上
 - (4) 介護職員：..... 1名以上
 - (5) 宿直職員：..... 1名以上
 - (6) その他の補助職員：..... 若干名(利用者の状況に応じて配置する。)
- 介護職員の総数は、介護保険法で定められた員数を配置する。

(管理者の職務)

第5条 第4条に定める管理者の職務は次のとおりとする。

- (1) 当事業所の職員及び業務の管理を、一元的に行う。
- (2) 本事業の利用の申し込みにかかる調整を、一元的に行う。
- (3) 本事業の業務の実施状況の把握を、一元的に行う。
- (4) 当事業所の職員に本規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (5) 介護支援専門員に、それぞれの利用者について、居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録させる。
- (6) 小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその変更を行う。
- (7) 当事業所の職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (8) 当事業所の職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(介護支援専門員の職務)

第6条 第4条に定める介護支援専門員の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その自立生活を支援するため、利用者の居宅サービス計画を作成する。
- (2) 小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画の作成をする。

(看護職員の職務)

第7条 第4条に定める看護職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康チェックを行い、利用者の健康状態を把握するとともに、かかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
- (2) 利用者の日常生活上の支援を行う。

(介護職員の職務)

第8条 第4条に定める介護職員の職務は次のとおりとする。

- (1) サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (2) 利用者の日常生活上の支援を行う。

(補助職員の職務)

第9条 第4条に定める補助職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者及び従業者の業務に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第10条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、年中無休とする。
- (2) 営業時間は、次のとおりとする。
 - (ア) 通いサービス 午前8時から午後8時
 - (イ) 訪問サービス 24時間
 - (ウ) 宿泊サービス 午後8時から午前8時

(利用対象者)

第11条 当事業所の利用対象者は、要支援または要介護の認定を受けた方で、自宅で自分らしく生活したいと希望される方とする。

(利用定員)

第12条 当事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 1日あたり 12名
- (3) 宿泊サービス 1日あたり 6名

(サービスの内容)

第13条 当事業所が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

(ア) 当事業所内において、日常生活動作能力に応じて、必要な介助

- ① 排泄の介助
- ② 移動の介助
- ③ 養護(休養)

(イ) 健康状態の確認

血圧・体温のチェック

(ウ) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るためのサービス

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② レクリエーション
- ③ グループワーク
- ④ 行事的活動
- ⑤ 趣味活動
- ⑥ 地域活動

(エ) 送迎サービス

(オ) 入浴サービス

入浴または清拭

(カ) 食事サービス

- ① 共同作業による食事づくり及び片づけ
- ② 食事の提供及び食事の介助

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の介助や機能訓練を行う。

(3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊し、食事、入浴、排せつ等に日常生活上の介助や機能訓練を行う。

(4) その他

(ア) 利用者等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等

(イ) その他利用者に対する便宜の提供

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 入浴サービスを利用する際の留意事項

(ア) 入浴前には看護職員による健康チェックを受けること

(イ) 浴室内では、職員の指示に従うこと

(2) 日常動作訓練を受ける際の留意事項

(ア) 利用前に、主治医からの指示を受けること

(イ) 看護職員の指示に従い、訓練を受けること

(ウ) 機器の取り扱いに際しては、職員の指示に従うこと

(3) 送迎サービスを利用する際の留意事項

(ア) シートベルトを必ず装着すること

(イ) 気分が悪くなる等の際には、運転手もしくは同乗の職員に速やかに申し出ること

(ウ) やむを得ず、急ブレーキ等がかかる場合があるので、注意すること

(内容、手続きの説明及び同意と交付)

第15条 当事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に必要なと認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第16条 当事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 当事業所は利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を南丹市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(通常の事業の実施地域)

第18条 南丹市園部町内（但し、竹井、仁江、宋人、埴生、南八田、天引、法京、大河内、殿谷、若森、南大谷を除く）

(利用料等)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割もしくは3割）

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 食費 …… 利用した食事に対して、朝食 300 円、昼食 650 円、夕食 650 円、おやつ 75 円
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(ア) 通常の事業実施地域の境界から

片道の運行距離 5 km未満 …… 300 円

片道の運行距離 5 km以上 10 km未満 …… 500 円

片道の運行距離 10 km以上は 1 kmごとに 100 円を加算

(3) 宿泊費 …… 一泊につき 3,000 円

(4) オムツ代 …… 実費（希望に基づき提供）

(5) 前各号に掲げるもののほか、当事業所が提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

4 その他、利用料等について支払が困難な状況が発生した場合は、法人と協議の上、減額または免除することができる。

5 費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して、サービスの内容及び費用について明細書を送付し確認の上、原則として利用翌月 26 日に金融機関からの引き落としとする。

(サービス提供困難時の対応)

第20条 当事業所は、通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その利用申込者にかかる居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第21条 当事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定等の申請にかかる援助)

第22条 当事業所は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、その利用申込者の意向を踏まえて速やかにその申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握及び関係医療機関との連絡・調整)

第23条 当事業所はサービスの提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービスを提供するものとの密接な連携に努め、サービス計画担当者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 当事業所は居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の作成時（または変更時）やサービス利用時に必要な場合には、利用者の同意を得た上で、関係する医療機関や利用者の主治医との連携を図り、ケアプランを交付します。
- 3 当事業所のサービス提供の際に把握した利用者の状況、居宅サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等について、主治医等に情報伝達を行います。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第24条 当事業所は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、その利用申込者等に対し、以下の援助を行わなければならない。

- (1) 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を南丹市に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。
- (2) その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うこと。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第25条 当事業所の介護支援専門員は、サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従事者と協議のうえ、援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画(以下、本条において「介護計画」という。)を作成する。

- 2 サービスの提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
 - (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望その置かれている環境を踏まえて、他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
 - (2) 利用者ひとり一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることはできるよう配慮する。
 - (3) 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に説明し、同意を得て交付し、利用者または家族に説明を行う。
 - (4) 介護計画の作成後においても常に介護計画の実施状況及び利用者の状態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
 - (5) 介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第26条 当事業所は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、状況に応じて必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第27条 当事業所は、サービスを提供した際には、以下の事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- (1) 提供日
- (2) 内容

- (3) 利用者に代わって支払を受ける介護報酬額
- (4) その他、必要な事項

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第28条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第29条 当事業所の従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、南丹市、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第31条 当事業所は、非常災害に備えて、次の計画を立てておく。

- (1) 消防計画
 - (2) 風水害、地震等に対処する計画
- 2 前項に基づいて、次の責任者を定める。
- (1) 防火管理者
 - (2) 火気・消防等についての責任者
- 3 本条第1項に基づいて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第32条 当事業所の見やすい場所に、下記の事項を掲示しなければならない。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従事者の勤務体制
- (3) その他、利用申込者のサービスの選択に必要と認められる重要事項

(広告)

第33条 当事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

(秘密保持)

第34条 当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当事業所は、当事業所の職員であった者が、退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、その利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第35条 事業所は、高齢者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 成年後見制度の利用支援
 - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第36条 事業者は、指定小規模居宅介護事業〔指定介護予防小規模居宅介護事業〕の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

（居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止）

- 第37条 当事業所は、居宅介護支援事業者等またはその従業者に対し、利用者に対して当事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

- 第38条 当事業所は、提供したサービスにかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。
- 2 当事業所は、提供したサービスに関し、以下の求め等に応じまたは協力しなければならない。
 - (1) 法の規定により南丹市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め
 - (2) 南丹市の職員からの質問もしくは照会
 - (3) 利用者からの苦情に関して南丹市が行う調査
 - 3 当事業所は、前項に規定する求めに応じる等の際に、南丹市から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 4 当事業所は、提供したサービスにかかる利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が行う法に規定された調査に協力しなければならない。
 - 5 当事業所は、前項に規定する調査に協力する際に、国保連から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（会計の区分）

- 第39条 当事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（運営推進会議）

- 第40条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議に関する要綱は、別に定める。

（記録の整備）

- 第41条 当事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 当事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておかなければならない。

（業務継続計画の策定等）

- 第42条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模居宅介護事業〔指定介護予防小規模居宅介護事業〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第43条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他の運営に関する重要事項）

- 第44条 当事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を確保する等、業務体制の整備に努めなければならない。
- 2 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - 3 当事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 職員は、身分証の提示を求められた時は、速やかに提示できるよう携帯しなければならない。
 - 5 事業所は、適切な指定小規模居宅介護事業〔指定介護予防小規模居宅介護事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は当事業所が別に定める。

附 則

- この規程は、平成24年3月26日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年6月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年12月11日から施行し、平成30年8月1日から適用する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年1月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。